

# いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、六名小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生した場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急のいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組むようにする。

さらに、常にいじめがなく、安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的に振り返り、改善を加えていくようとする。

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策

### (1) STOP the いじめアクションプラン

岡崎市教育委員会作成のアクションプランの「アクション5」から「アクション10」に従い、校内外でのいじめ防止及び適切な対応を行う。

### (2) いじめ・長期欠席対策委員会

校長、教頭、主幹、教務、校務、校務補佐、生活指導担当、長期欠席担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー、主任児童委員で構成する。必要に応じて開催し、その場にいないメンバーには、報告・相談をして、よりよい解決を図る。また、必要に応じて、児童相談所（いじめ相談）、スクール

サポーターも参加し、指導の効果を上げる。

### (3) 職員会での情報交換及びいじめに関する教職員の研修

- ・月一回、全職員で配慮を要する児童の現状や指導について、情報交換を図る。
- ・学校におけるいじめ防止等の対策について全職員で共通理解する研修を行う。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 生活指導の充実

#### ア 児童理解

- ・「わたしのことをわかってくれる先生」「わたしの考えを応援してくれる先生」と児童が実感できる教師になれるように努める。
- ・明るく楽しい学校や学級になるよう、児童一人ひとりの活動の場を設定する。
- ・全職員の目で児童を見つめ、よいことはほめ、いけないことはしかる。
- ・清掃の時間は児童といっしょに掃除をし、放課は児童といっしょに遊ぶようにする。

#### イ 児童の様子をしっかり観察

- ・児童とふれ合う時間を多くとり、表情や態度を通して心の変化を読みとる。
- ・髪の毛、名札、ボタン、靴下、持ち物の変化にも目を向けて、指導を行う。

#### ウ 率先垂範の姿勢

- ・笑顔でいいさつし、児童の話をじっくり聞く。
- ・教師としてふさわしい服装をし、時間を守る。

#### エ 基本的生活習慣の育成の徹底

- ・「六名っ子6つのめあて」の徹底を図る。
- ・学級でのよい行動を、学校全体に広めていく。

#### 六名っ子6つのめあて

- ・気もちのよいいいさつや返事ができる子
- ・優しい言葉かけができる子
- ・自分の思いや考えを伝えられる子
- ・互いを思いやり、認め合える子
- ・時間をまもる子
- ・身の回りをきれいにできる子

### (2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・「いのちのアクションプラン」を活用するなど、児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会いわせ、人としての「気高さ」「心遣い」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

### (3) わかる・できる授業の構築

- ・チーム学習を取り入れ、「分からぬことを教えてほしい」と気軽に言える関係性を築く。
- ・校外学習や体験学習、専門家から学ぶ等の学習の場を積極的に導入する。
- ・他者の考えに共感し、認め合うことができる場を設定する。

### (4) 安心できる学級づくり

- ・チームでの生活を通して、よりよい仲間作りができるようにチーム構成に配慮する。
- ・「六名っ子6つのめあて」にある「優しい言葉かけができる子」「互いを思いやり、認め合える子」の具体的な姿を意識し、学級に浸透させる。
- ・校内フリースクールF（FEEL FREE）組を充実させる。

#### (5) 体験活動の充実

- ・福祉体験、ボランティア体験、勤労体験等を教育活動に取り入れ、社会性を高める。
- ・委員会活動により、人のために、気づき・考え・実行する態度を養う。
- ・異学年、幼保小、特別支援等と交流し、思いやりの気持ちを行動化できる場を設定する。

#### (6) 各種コンクールによる人権意識高揚

- ・人権週間の標語・習字作品作り等を利用して、人権意識を高揚させる。

#### (7) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・全校児童にインターネットに関する調査を行い、使用状況やネットいじめの状況把握を行う。
- ・授業でネットモラル教育を実施するとともに、保護者に対して、文書にてネットモラルの啓発を行う。

### 4 いじめ早期発見のための取り組み

#### (1) 日々の観察

- ・休み時間や放課後の雑談等、児童の様子に目を配る。
- ・人間関係、グループ形成の様子を把握する。

##### 【学校におけるいじめのサイン例】

- |                       |                  |                      |
|-----------------------|------------------|----------------------|
| □急な体調不良               | □遅刻や早退の増加        | □授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ |
| □学用品、教科書、体育着等の紛失      | □学用品の破損、落書き      | □授業への遅参              |
| □保健室への来室の増加           | □日頃交流のない児童との行動   |                      |
| □発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 | □多数児童からの執拗な質問や反駁 |                      |
| □図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ | □業間や休み時間の単独行動    |                      |
| □特定児童の発言へのどよめきや目配せ    | □突然のあだ名          |                      |
| □特定児童からの忌避・逃避         | □特定児童の持ち物からの逃避   | 等                    |

#### (2) 生活ノート（日記）・連絡帳

- ・担任と児童、保護者が連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる状況を把握し、教育相談や家庭訪問に結び付ける。

#### (3) 教育相談・家庭訪問

- ・相談しやすい雰囲気作りを行い、必要に応じて相談を行う。
- ・スクールカウンセラーを活用する。
- ・学期に2回、教育相談週間を設け、全児童を対象に教育相談を行う。
- ・欠席1日目：担任による電話連絡  
欠席2日目：担任による電話連絡・家庭訪問等  
欠席3日目：学年主任へ報告し、今後の対応を協議する。  
欠席5日目：役職、学年主任、担任で現状把握と今後の対応策を検討する。  
さらに欠席が長引く場合：役職、学年主任、担任で現状把握と今後の対応策を検討する。

#### (4) 生活アンケート（いじめ実態調査）

- ・5月、6月、10月、11月、2月、3月のそれぞれ上旬に全児童を対象に生活アンケート（いじめ実態調査）を行う。

## (5) WEBQU を活用した学級経営

- ・1回目の結果から個人の特性や集団としての状態を把握し、学級経営の場に反映する。
- ・1回目と2回目の結果を比較し、変容を捉える。

## (6) 保護者や地域、関係機関との連携

- ・学級、学年だより、学校新聞により、いじめ早期発見について、保護者や地域の方にも依頼し、いじめ早期発見につながる情報提供を受けられるようにする。
- ・主任児童委員から情報提供を受け、いじめ早期解決につなげる。

### 【家庭でのいじめのサイン例】

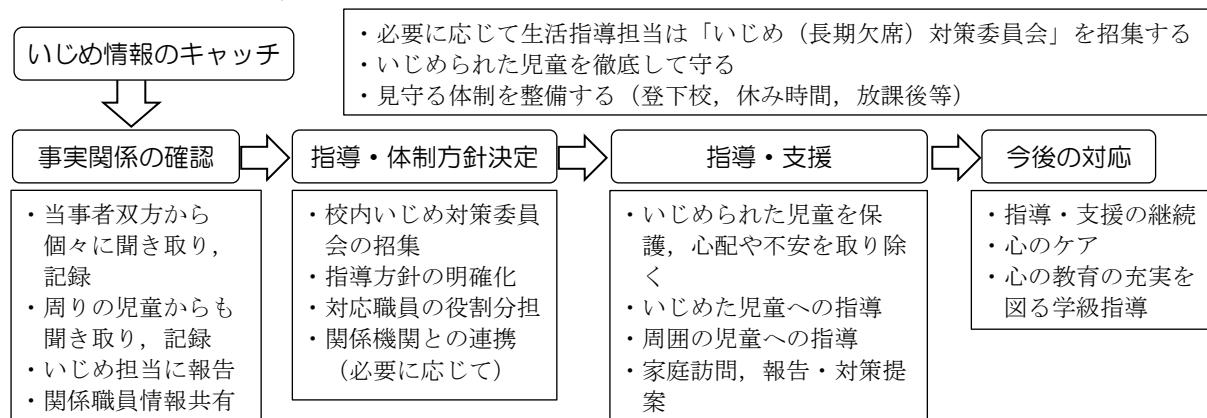
- 登校しづらり
- 転校の希望
- 外出の回避
- 感情の起伏の顕著化
- 教師や友だちへの批判増加
- 隠し事の発覚
- 家庭でのお金の紛失

### 【地域で見られるいじめのサイン例】

- 登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
- 一人だけ離れて登下校している。故意に遅れて登校している。
- 地域の公園や道路、空き地等に一人ぼっちでいる。
- 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、たたいたりたりしている。
- コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

## 5 いじめに対する早期対応

### (1) いじめ対応の基本的な流れ



### (2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

#### ア いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守ること

いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮する。また、聞き取りはそれぞれ別に行う。状況に応じて、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## イ 事実関係の確認と情報の共有

いじめの事実関係の確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などを、いじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに、教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

### 【いじめられた児童への聞き取り】

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ね、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

### 【いじめた児童への聞き取り】

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかつたり、認めようとしなかつたりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対に許されない行為」として、「いじめている行為」を指導し、けんか両成敗的な指導はしない。

### 【周りの児童への聞き取り】

- 事実を確認する段階では、児童の行動に対する善悪の判断はせず、事実だけをしっかり確認する。
- 内容に矛盾がないかどうか、慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して、適切な指導を行う。

なお、事案が次の①～⑥に該当する場合は、校内重大事態として、管理職が確実に把握をし、適切に対応する。

- ① 暴力がともなうもの
- ② 金銭が絡むもの
- ③ 1対複数によるトラブルのもの
- ④ 行為が長期に及んでいるもの
- ⑤ 問題が原因で被害者が欠席するもの
- ⑥ 保護者の訴えがあったもの

### (3) いじめが起きた場合の対応

#### ア いじめられた児童に対して

##### 児童に対して

- ・事実関係の確認後、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できることを伝え、希望がもてるようにする。
- ・自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### 保護者に対して

- ・発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

## イ いじめた児童に対して

### 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、児童の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを確認する。

### 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、理解していただく。また、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ウ 周りの児童たちに対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てる行為や、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを伝える。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

## エ 繙続した指導

- ・いじめが解消したと思われても、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・教育相談、日記、連絡帳などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた児童に対して肯定的に関わり、褒めたり、認めたりして、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラー等の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

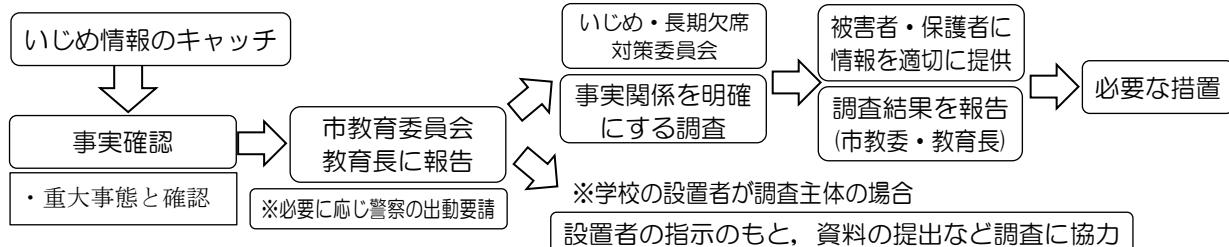
## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(いじめ防止対策推進法第28条・いじめ防止基本方針)

### (2) 重大事態への対応の流れ



### (3) 被害を受けた児童の保護・ケア

- ・被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
- ・スクールカウンセラー等によるケア

### (4) 加害をした児童への働きかけ

- ・別室での学習の実施
- ・警察への相談・通報
- ・懲戒や出席停止（学校教育法第35条による）
- ・加害の児童とその保護者に対するケア

### (5) 教育委員会・関係機関との連携

- ・岡崎市教育委員会への報告と連携
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

### (6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会の開催
- ・P T A 常任委員会の活用
- ・主任児童委員、民生児童委員等との連携

### (7) いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・法第28条に基づく調査

教育委員会は、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会（仮称）」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施。法第14条第3項に基づき県教委に設置される附属機関は、区市町村教育委員会が設置する「重大事態調査委員会（仮称）」による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて支援。

- ・法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施。再調査に当たっては、学校や教育委員会は全面的に協力。

## 7 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや両像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

### (1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

#### 学校教育法第35条

公立の小・中学校において、性行不良であって他の児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命じることができる。

- 1.他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 2.職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 3.施設又は設備を損壊する行為
- 4.授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 未然防止のためには

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

### ア 保護者会等で伝えたいこと

#### 〈未然防止の観点から〉

- ・児童たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童たちを危険から守るためにルールづくりを行うこと、特に携帯電話・スマートフォンを持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起きている
- ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えること。

#### 〈早期発見の観点から〉

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問い合わせ、即座に、学校へ相談すること。

### イ 情報モラルに関する指導の際、児童たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

#### 〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ・発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、簡単には回収できること。
- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。

## (3) 早期発見・早期対応のためには

### ア 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ・書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

### イ 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込みや画像の削除を迅速に行う。

#### 〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷の書き込みは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

### ウ チェーンメールの対応

#### 〈指導のポイント〉

- ・チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。

- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となること。

## エ タブレット端末の使い方の徹底

- タブレット端末は、学習に使うものであるという意識を徹底する。
- 過去に教師の設定のミスを見つけ、教師が許可していない機能を使っていたという事案があつたので、引き続き担任による定期的なタブレット端末のデータの点検を実施する。

## 8 年間計画

	教職員の活動	児童との活動	地区・保護者との活動
4月 P	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針の検討【いじめ長期欠席対策委員会】</li> <li>○いじめ対策の共通理解【職員会】</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○学校いじめ防止基本方針を学校ホームページにて公開</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○いじめに関する研修会【校内研修】</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級ルール作り【学級活動】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○行事を通した人間関係作り【学年行事】</li> <li>○JRC 登録式</li> <li>○いのちのアクションプラン①【道徳】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○行事を通した人間関係作り【運動会】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○いのちのアクションプラン②【道徳】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との情報交換</li> <li>○いじめ対策についての説明・啓発【PTA 総会】</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○授業公開</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○保護者を対象とした生活アンケート</li> <li>○保護者との情報交換【個別懇談会】</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○学区パトロール</li> </ul>
5月 D			
6月 C			
7月			
8月 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○街頭補導</li> <li>○いじめに関する研修会【校内研修】</li> </ul>		
9月 P	<ul style="list-style-type: none"> <li>OPDCA サイクルの手法を用いて学校いじめ基本方針の見直し①</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○いのちのアクションプラン③【道徳】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○行事を通した人間関係作り【学芸会】</li> <li>○福祉実践教室</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○学区ひかびか活動</li> <li>○幼保小交流会</li> <li>○いのちのアクションプラン④【道徳】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○人権意識の啓発【標語・習字】【道徳】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○ネットモラルの啓発</li> <li>○授業参観</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○インターネット状況調査</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○学校評価の実施</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○保護者との情報交換【個別懇談会】</li> </ul>
10月 D			
11月 C			
12月 A	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童情報交換【職員会】</li> </ul>		
1月 P	<ul style="list-style-type: none"> <li>OPDCA サイクルの手法を用いて学校いじめ基本方針の見直し②</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○生活アンケート（いじめ実態調査）</li> <li>○教育相談</li> <li>○児童情報交換【職員会】</li> <li>○学校いじめ防止基本方針の見直し③</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○六名スクールプロジェクト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ネットモラルの啓発</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> <li>○授業公開</li> <li>○民生委員会・街頭補導</li> </ul>
2月 D			
3月 C			
A		<ul style="list-style-type: none"> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○いのちのアクションプラン⑤【道徳】</li> <li>○六名スクールプロジェクト</li> <li>○行事を通した人間関係作り【卒業を祝う会・卒業式】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民生委員会・街頭補導</li> </ul>

## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう児童がいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の児童が残る
- 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある

### いじめられている子

#### ●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしている
- 早退や一人で下校することが増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

#### ●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

#### ●昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- 他の児童の机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる

#### ●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある
- かけがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

### いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の児童に指示を出す
- 活発に活動するが、他の児童にきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の児童にのみ、強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の児童に対して威嚇する表情をする

## 令和6年度 1学期（前期） 上学年用

## 六名小学校

生活アンケート ( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 名前 \_\_\_\_\_

① あなたは、今現在いじめられていると思いますか。

ア ( ) 思う イ ( ) 思わない → ③へ進む ウ ( ) わからない → ③へ進む

② ①で、「ア いじめられていると思う」に ○を書いた人に聞きます。

(1) あなたをいじめているのは、どのくらいの人数で、何回ぐらいですか。

ア ( ) 1人 イ ( ) 2~3人 ウ ( ) 4人以上  
( ) 回 ( ) 回 ( ) 回

(2) いつ、どんなことをされましたか。（あてはまるだけ、○をつけてください）

いつ ア( ) クラス内 イ( ) 部活動 ウ( ) 登下校 エ その他( )

どんなこと

ア ( ) 持ち物をかくされる (たとえば くつ、ふでばこ、ふえなどの持ち物です)

イ ( ) 悪口をいわれる (たとえば 紙に書かれたり かけぐちなども)

ウ ( ) 仲間はずれにされる (遊びにいってくれない、むしられるなど)

エ ( ) お金や食べ物をもってこいといわれる

オ ( ) たたかれたり けられたり される (なにもしてないのに やってくる)

カ ( ) メールで悪口をいわれる

キ その他 ( )

③ あなたは、友だちにいじめ（いじわる）をしたことがありますか。

ア ( ) ある イ ( ) ない → ⑥へすすむ

④ ③で「ある」に ○を書いた人に聞きます。どんないじめ（いじわる）をしましたか。

ア ( ) 持ち物をかくした (たとえば くつ、ふでばこ、ふえなどの持ち物です)

イ ( ) 悪口をいった (たとえば 紙に書かれたり かけ口なども)

ウ ( ) 仲間はずれにした (遊びにいれない、むしするなど)

エ ( ) お金や食べ物をもってこいとめいれいする

オ ( ) たたいたり、けったりした (なにもされていないのに)

カ ( ) メールで悪口を書いた

キ その他 ( )

⑤ ③で「ある」に ○を書いた人に聞きます。もう今は、なかなかおりできていますか。

ア ( ) できている イ ( ) できていない

⑥ あなたは、他の子がいじめられているのを見たり聞いたりしたことありますか。

ア ( ) ない イ ( ) ある → いつ ( ) だれが ( )

⑦ 困ったとき、相談できる人はいますか。

ア ( ) いる → (友達、先生、家族、その他) イ ( ) いない

⑧ 先生達は、あなたの話を真剣に聞いてくれますか。

ア ( ) 聞いてくれる イ ( ) 聞いてくれない

⑨ 困っているとき、先生達は助けてくれますか。

ア ( ) 助けてくれる イ ( ) 助けてくれない

⑩ 先生達は、あなたたちに公平に接してくれますか。

ア ( ) 接してくれる イ ( ) 接してくれない

⑪ その他に 困っていることや 悩んでいることが あったら 書きましょう。

せいかつあんけーと

生活アンケート ( ) ねん ( ) くみ ( ) ばん なまえ \_\_\_\_\_

① あなたは 今いじめられていると おもいますか。

ア ( ) おもう

イ ( ) おもわない→③へすすむ

ウ ( ) わからない→③へすすむ

② ①で 「ア いじめられていると おもう」に ○を かいたひとに しつもんです。

(1) あなたを いじめているのは どのくらいの にんずうで なんかいぐらいですか。

ア ( ) 1人 イ ( ) 2~3人 ウ ( ) 3人よりおおい

( ) かい ( ) かい ( ) かい

(2) いつ、どんなことを されましたか。(あてはまるだけ ○を つけてください)

 ア ( ) じゅぎょうやほうか イ ( ) がっこうのいきかえり

ウ ( ) かえってからあそぶとき

## どんなこと

ア ( ) もちものを かくされる (たとえば くつや ふでばこ などです)

イ ( ) わるぐちを いわれる (たとえば いやなことを なんかいも いわれる)

ウ ( ) なかまはずれに される (たとえば しらん かおを されるなど)

エ ( ) おかねや たべものを もってこいと いわれる

オ ( ) たたかれたり けられたり される (なにも してないのに やってくる)

カ ( ) メールで わるぐちを いわれる

キ そのほか ( )

③ あなたは ともだちにいじめ (いじわる) をしたことがありますか。

ア ( ) ある イ ( ) ない→⑥へすすむ

④ ③であるに ○を かいたひとに きます。どんな いじめ (いじわる) をしましたか。

ア ( ) もちものを かくした (たとえば くつや ふでばこ などです)

イ ( ) わるぐちを いつてしまつた (たとえば いやなことを なんかいも いわれる)

ウ ( ) なかま はずれに した (たとえば しらん かおを されるなど)

エ ( ) おかねや たべものを もってこいと めいれいした

オ ( ) たたいたり けつたり した (なにも されていないのに)

カ ( ) メールで わるぐちを かいた

キ そのほか ( )

⑤ ③で「ある」に ○を かいたひとに きます。いまは なかなかおりできていますか。

ア ( ) できている イ ( ) できていない

⑥ あなたは いじめられているこを しっていますか。

ア ( ) しっている イ ( ) しらない

⑦ こまったくに そうだんできる ひとはいますか。

ア ( ) いる イ ( ) いない

⑧ せんせいたちは あなたのはなしを しんけんにきいてくれますか。

ア ( ) きいてくれる イ ( ) きいてくれない

⑨ わたしがこまっているときに せんせいたちは たすけてくれますか。

ア ( ) たすけてくれる イ ( ) たすけてくれない

⑩ せんせいたちは あなたたちに みんなおなじようにせつしてくれますか。

ア ( ) せつしてくれる イ ( ) せつてくれない

⑪ そのほか こまっていることが あつたら かきましょう。

--

## 子供のSOSに気付く「家庭用チェックリスト」

( )年 ( )組 ( )番 お子さんの名前( )

<家庭の様子> ※該当する項目に、○をお付けください。

番号	SOS のサイン	チェック
1	登校時間になると頭痛、腹痛を訴え登校を渋るようになる。	
2	学校へ行きたくないなどと言い出すことが増える。	
3	学校に遅刻したり、早退したりすることが多くなる。	
4	転校したい、生まれ変わりたいなどともらすようになる。	
5	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
6	食欲がなくなる。	
7	外出しなくなり、人におびえるようになる。	
8	メモや日記などに悩みを書き込んであつたりする。	
9	衣服が汚れていたり、けがをして帰宅したりすることがある。	
10	家族の財布の金銭がなくなったり、買い与えたものがなくなったりする。	
11	いらいらしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。	
12	家族に対してかたくなになってくる。	
13	言葉遣いが荒くなり、親に反抗的になる。	
14	弟や妹、ペットなどをいじめるようになる。	
15	睡眠時、助けを求めるようなうわごとを言ったり、不眠を訴えたりする。	
16	交友関係が急に変わり、心配な様子がある。	
17	携帯電話・スマートフォンの使用料が急に増える。	
18	その他、お気づきのことやご心配なこと、お困りのことがございましたらお書きください。	

※提出用の封筒にお子さんの学校生活アンケートと一緒に入れてご提出ください。

※該当項目にチェックがない場合であっても、確認のためにご提出ください。